

平成 30 年 3 月 28 日  
地震火山部

## 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルの一部改定について

霧島山（新燃岳）を対象とした噴火警戒レベルの一部を改定し、平成 30 年 3 月 29 日 14 時より運用を開始します。  
また、併せて、霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル判定基準を公表します。

霧島山（新燃岳）では、昭和 34 年及び平成 20 年に発生した西側斜面からの噴火及び平成 29 年に発生した火口内東側からの噴火を踏まえて、平成 30 年 2 月 5 日に開催された霧島山火山防災協議会において、霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルの改定に関する協議が行われました。その結果、別紙のとおり、噴火警戒レベル 1～3 に応じた「警戒が必要な範囲」を変更することとなりました。一部改定した噴火警戒レベルは、平成 30 年 3 月 29 日 14 時より運用を開始します。

噴火警戒レベルの改定後も、火山活動に特段の変化がない場合、現在発表している噴火警戒レベル（レベル 3）や警戒が必要な範囲（火口から概ね 3 km）に変更はありません。

また、霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルの判定基準について、最新の科学的知見を反映する等の精査作業が完了したことから、気象庁ホームページで公表します。今後も、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っていきます。

### 【噴火警戒レベルの判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表  
[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki\\_junn.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html)

問合せ先：地震火山部 火山課 担当 菅野

電話 03-3212-8341（内線 4528） FAX 03-3212-3648

## 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル1～3に応じた「警戒が必要な範囲」の変更について

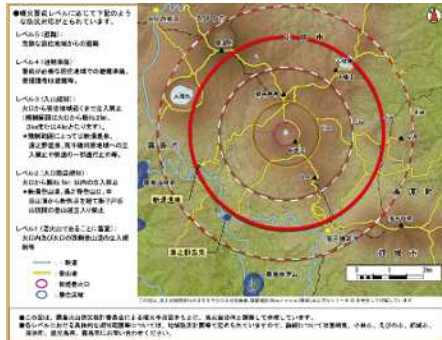
平成30年2月5日に霧島山火山防災協議会において、噴火警戒レベルの改定が行われました。

新燃岳では、昭和34年及び平成20年に発生した西側斜面からの噴火及び平成29年に発生した火口内東側からの噴火を踏まえて、噴火警戒レベル1～3に応じた「警戒が必要な範囲」を変更し、一部改定した噴火警戒レベルは、平成30年3月29日14時より運用を開始します。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」の変更点は、下表の下線のとおりです。

(旧)

現行レベル	噴火警戒レベルの運用開始日における各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (平成19年12月1日時点)
レベル5	居住地域に影響を及ぼす現象が切迫
レベル4	居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性
レベル3	火口から概ね2km (活動状況に応じて、3km、4kmに拡大)
レベル2	火口から概ね1km
レベル1	火口内

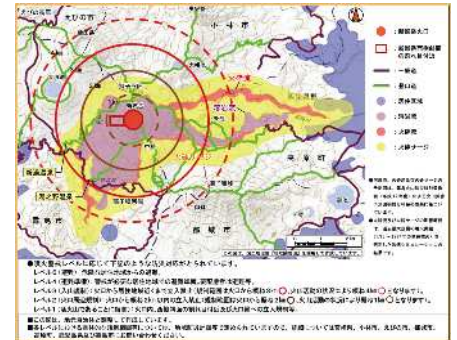


(現在、気象庁ホームページに掲載しているリーフレットの一部)

(新)

改定レベル	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」の一部改定 (平成30年3月29日14時以降)
レベル5	居住地域に影響を及ぼす現象が切迫
レベル4	居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性
レベル3	<u>火口から概ね3km</u> (活動状況に応じて、 <u>4kmに拡大</u> )
レベル2	<u>火口から概ね2km</u> (活動状況に応じて、 <u>1kmに縮小</u> )
レベル1	火口内 <u>及び西側斜面の割れ目付近</u>

噴火警戒レベルの改定後も、火山活動に特段の変化がない場合、現在発表している噴火警戒レベル(レベル3)や警戒が必要な範囲に変更はありません。



(平成30年3月29日から気象庁ホームページに掲載するリーフレットのの一部)